

独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律の廃止等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令要綱

第一 関係政令の整備

関係政令について所要の規定の整備を行うものとする。 (第一条から第八条まで関係)

第二 経過措置

一 独立行政法人平和祈念事業特別基金（以下「基金」という。）が解散したときは、総務大臣は、遅滞なく、その解散の登記を登記所に嘱託しなければならないものとする。 (第九条関係)

二 総務大臣が基金の解散の日の前日を含む事業年度における業務の実績について評価を受ける場合においては、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）の規定を準用するものとする。 (第十条関係)

三 基金の解散の日の前日を含む中期目標の期間は、その解散の日の前日に終わるものとする。 (同様に、その期間における業務の実績の評価については、総務大臣が評価を受けるものとし、この場合においては、独立行政法人通則法の規定を準用するものとする。 (第十一条関係)

四 基金が交付した助成金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）の規定を準用する旨の独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律（昭和六十三年法律第六十六号。以下「旧基金法」という。）の規定は、旧基金法の廃止後もなお効力を有するものとする。こと。（第十二条関係）

五 独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律の廃止等に関する法律（平成十八年法律第一百十九号。以下「廃止法」という。）の施行前に旧基金法の規定に基づく慰労金に関する処分を受けた者及び廃止法の施行の際現に慰労金の請求をしている者に係る慰労金の支給及び慰労品の贈呈に関する旧基金法の規定の適用については、なお従前の例によるものとする。こと。（第十三条関係）

六 基金の解散前に独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第四百十号）及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）の規定に基づき基金がした行為及び基金に対してされた行為は、基金の解散後は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）の規定に基づき総務大臣がした行為及び総務大臣に対してされた行為とみなす

ものとする。 (第十四条及び第十五条関係)

七 廃止法の施行の日以後における戦後強制抑留者に係る問題に関する特別措置法 (平成二十二年法律第四十五号) の適用について、必要な読替えを行うものとともに、基金の解散前に同法の規定に基づき基金がした行為及び基金に対してされた行為は、基金の解散後は、同法の規定に基づき総務大臣がした行為及び総務大臣に対してされた行為とみなすものとする。 (第十六条関係)

第三 施行期日等

一 この政令は、廃止法の施行の日 (平成二十五年四月一日) から施行するものとする。 (附則第一項関係)

二 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令 (昭和三十年政令第二百五十五号) について、所要の経過措置を定めるものとする。 (附則第二項関係)